

(公開用 会議録原本と一部異なる部分があります)

令和5年

第2回東栄町議会定例会 会議録

(第1日)

令和5年6月7日(水)

令和5年第2回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和5年6月7日(水) 開議 午前10時00分
散会 午後 3時24分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也		
総務課長	伊藤太	会計管理者兼税務課長	藤田智也
住民課長	伊藤仁寿	福祉課長	亀山和正
経済課長	佐々木豊	建設課長	原田経美
教育課長	青山章	診療所事務長	高尾公彦

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川伸

令和5年第2回東栄町議会定例会議事日程

出席議員の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 町長提出議案大綱説明
- 日程第 6 承認第 4号 令和5年度東栄町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第35号 東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第36号 東栄町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 9 議案第37号 東栄町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第10 議案第38号 令和5年度東栄町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第11 議案第39号 令和5年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第40号 令和5年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 議案第41号 令和5年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 同意案第1号 東栄町副町長の選任について
- 日程第15 同意案第2号 東栄町各財産区管理委員会委員の選任について
- 日程第16 同意案第3号 東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 同意案第4号 東栄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 報告第 1号 令和4年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第19 報告第 2号 令和4年度東栄町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第20 報告第 3号 令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第21 報告第 4号 株式会社とうえいの経営状況について

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

ただいまから令和5年第2回東栄町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、8名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

----- 議事日程の報告 -----

議長（加藤彰男君）

本定例会の議会運営並びに本日の議事日程について、議会運営委員長から報告いたします。

議会運営委員長（伊藤真千子君）

それでは、議会運営委員長の報告をさせていただきます。令和5年度第2回定例会第1日の運営について5月15日、5月30日、6月2日に議会運営委員会を開催し審議した結果を報告させていただきます。日程第1 会議録署名議員の指名、日程第2 会期の決定は従来どおりです。日程第3 諸般の報告は、議長より報告があります。日程第4 行政報告、日程第5 町長提出議案大綱説明は、町長より報告と説明があります。続きまして議案審議については、配付いたしました審議一覧表のとおりです。承認第4号は承認案件で、本日、採決をお願いします。議案第35号から議案第41号までの議案については、順次1件ごとに上程しますが、議案第40号と議案第41号は一括上程をします。なお、これら議案7件は委員会付託をいたします。次に、同意案第1号から同意案第4号は人事案件で、本日採決をお願いします。報告第1号から報告第4号は、それぞれ報告していただきますが、報告第2号、報告第3号は、一括上程で報告します。以上、付議事件は、承認1件、議案7件、同意案4件、報告4件でございます。次に、一般質問ですが、今回の質問者は7名であり、6月9日金曜日午前10時から行います。最後になりますが、令和5年2回東栄町議会定例会につきまして、会期中の議会運営に御協力のほどよろしく願いいたします。以上で報告終わります。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（加藤彰男君）

ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で議事を進めますので、よろしく願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により2番 佐々木一也議員、6番 西谷賢治議員の2名を指名いたします。

----- 会期の決定 -----

議長（加藤彰男君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。本定例会の会期は本日6月7日から6月15日までの9日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、会期はそのように決定いたしました。

----- 諸般の報告 -----

議長（加藤彰男君）

令和5年第1回定例会以降の行事等は、配付しております一覧表をお目通しください。なお6月3日の豊川の市制記念につきましては、台風の関係で中止になっておりますので、その点は、削除をお願いいたします。次に、地方自治法第235条の2の規定により、例月出納検査の結果について、令和4年度3月実施分、令和5年度4月実施分と5月実施分の報告が出ており、いずれも適正であるとの検査結果でありました。詳細につきまして必要な方は事務局で保管しておりますので、閲覧をしてください。最後に陳情等の関係は、配付しております陳情請願等一覧表のとおりになります。以上で、諸般の報告を終わります。

----- 行政報告・町長提出議案大綱説明 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第4 行政報告及び日程第5 町長提出議案大綱説明を行います。町長から行政報告と本定例会に提案されております議案の大綱説明を求めます。

町長。

町長（村上孝治君）

改めまして皆さんおはようございます。本日は令和5年第2回東栄町議会定例会を招集しましたところ議員各位におかれましては、公私ともに御多用の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。令和5年第2回東栄町議会定例会にあたり、今回の選挙を最初の定例会でございますので、3期目の町政執行の所信を申し述べるとともに行政報告そして今回提案をいたします議案等について概略について御説明をさせていただきます。さて、私はこのたびの東栄町長選挙におきまして、多くの皆様からの御支援と心温まる御厚情を賜り、三度、町政を担わさせていただくこととなりました。1期目2期目と私を支えていただきました町民の皆様、並びに議員各位、そして職員には深く感謝をしているところでございます。皆様から寄せられました付託の重みを厳粛に受け止め、多くの皆様の御意見を真摯に拝聴して、町政を預かる重責と任命の重大さを痛感し、町民の福祉と町の発展のために全力を挙げて町政運営に取り組んでまいりますので、引き続き議員各位並びに町民

の皆様には、さらなる御理解と御支援、御協力を心よりお願い申し上げます。さて東栄町の将来を見据え、町長就任時の2016年に、今後のまちづくりの方向性と、その実現のために第6次東栄町総合計画を策定し、現在もその取組を進めておるところでございます。10年間の最終年度である令和7年度まで責任を持ってやりとげさせていただきと思っております。第6次東栄町総合計画に掲げるまちの将来像「暮らし続けられるまちを未来につなぐこと」の実現に向け、全力で取り組む所存でございます。3期目においては、これまで取り組んできた様々な施策をさらに展開をし、豊かな自然環境や伝承される歴史や伝統文化、そして人々の安定した暮らしを守り、今後も活力あるまちを維持して参ります。そして、誰も取り残さないSDGsの理念を踏まえ、東栄町の豊富な資源を最大限に生かして、誰もが幸せを実感できるまちを目指して、総合計画にあります七つの取組を引き続き進めて参ります。一つ目が支え合う健康福祉のまちづくりであります。二つ目が豊かな文化と心を育むまちづくり、三つ目が安全安心に暮らせるまちづくり、四つ目が環境と暮らすまちづくり、五つ目が活力あるまちづくり、そして六つ目が定住交流を支えるまちづくり、七つ目が協働によるまちづくりであります。この七つの取組を実現に向けまして着実に推進実行するに際しましては、当局のみでは到底不可能であります。議会の皆様の御理解と御協力をいただきながら、町民との対話による信頼関係をもとに協働を進め、意見や立場の違いはありますが、小さな町の混乱を避け、心安らぐ東栄町を共に創り上げ、次代につないでいけるよう、私も生まれ育った東栄町のために信頼を責任に変え全力を傾聴して参る覚悟でございます。私はこれまで町長として2期8年務めさせていただきました。それぞれ1期4年間の任期であります。その時々の問題に対して、先送りすることなく答えを出してきたつもりでございます。今期の4年もその覚悟で臨みさせていただきます。令和7年度まで計画年度とした第6次東栄町総合計画の実現に向けまして、力の限り、精いっぱい務めさせていただくことをお約束し、私の3期目に当たっての所信とさせていただきます。引き続き、御指導、御支援を賜りますよう心からお願いを申し上げます。次に行政報告をさせていただきます。3月議会定例会以降でございます。3月17日に、東栄町観光まちづくり協会の臨時総会を開催し任意団体としての協会の解散を決めさせていただきました。法人としては4月3日に新たに発足し、5月13日には、一般社団法人東栄町観光まちづくり協会としてのお披露目会が行われ峰野県会議員、町加藤議長、村本商工会長などとともに参加をさせていただいております。次にボランティア団体として活動していただいております「たらちね会」の総会は3月22日に開催し出席をさせていただきました。また同日夜北設楽郡医療等に関する協議会を開催し、令和5年度の事業計画、予算、各診療所診療体制等の報告など情報交換を行ったところでございます。そして3月27日には簡易水道委員会汚水対策委員会を開催し、令和5年度の事業計画、予算の説明等もさせていただいております。次に3月28日に北設広域事務組合議会臨時会を招集し、個人情報の保護に関する条例を制定、権利の放棄についての2案件を上程し、議決をされたところでございます。また、同日午後には、東三河ビジョン協議会が開催され2024年度重点プロジェクト、そして22年度の重点プロジェクト、この二つの議題について協議をされたところでございます。次に新城北設楽交通災害共済組合議会でございます。29日に

開催をしました。組合の廃止に向け事務手続等準備を進めております。令和5年度中に各市町村の議会において、組合廃止等の議決をお願いする予定となっております。次に3月30日ですが、任期2年間の最後となる区長会を開催させていただきました。コロナ禍で町の行事だったり、区の行事等の制限がございましたが、大変御苦勞をおかけしたこの任期中だったと思いますが、任期中無事に終えることができ、心より感謝を申し上げます。令和5年度に入りまして、御承知のように町の選挙がございましたので、新しい区長さん方による新年度の区長会の開催が遅れましたが、6月1日第1回の区長会を開催させていただきました。区長会長には、夏目三輪区長さん、副会長には伊藤喜剛振草区長さんに決まりましたので今後2年間、御尽力いただけるようよろしくお願いを申し上げます。そして年度末の3月31日は退職者に辞令を交付させていただきました。定年退職者2名、自己都合退職者2名の4名でございました。新年度に入り4月4日土曜日でございましたが、消防団正副分団長会を開催し、新たに新団長を始め幹部の皆様へ辞令を交付させていただきました。新しい体制をもって1年間取り組んでいただきます。団員数は減少しておりますが、86名というふうになっております。4月の3日には、役場職員等の辞令交付式を行い、新規採用職員は9名、異動者12名に辞令交付をさせていただき、また教職員辞令・発令通知の伝達式も行いました。小学校には6名、中学校には4名が各学校に着任をいただいたところでございます。そして4月の6日小学校の入学式22名、7日には中学校の入学式21名入学をされました。この時点での小学校児童数は105名、中学校生徒数は50名という状況であります。そして統一地方選挙が県会議員の選挙が4月9日です。町長、町議会選挙は4月23日に執行されたところでございます。私ごとでございますが3期目の任期は、令和5年4月27日から令和9年4月26日まで4年間となります。初日の27日に初登庁させていただいたところでございます。同日27日に、地域包括ケアの推進協議会を、ひだまりプラザで開催をさせていただきました。計画策定の概要、策定スケジュール等の説明をし、今後5回の推進協議会を開催し協議をいただきますが、年度末には、地域包括ケア推進計画の策定を予定しているところでございます。併せて、専門部会も開催をし、進めているところでございます。北設一水会は5月10日に東栄町で開催をさせていただき、郡内町村を始め各県の事務所、関係団体の方々にもお集まりをいただき、情報交換をさせていただいたところでございます。そして16日は、東栄町遺族会の総会に出席をさせていただきました。御承知かも知れませんが北設楽郡の各町村とも遺族会の継続が存続が難しくなり、解散することが決まりましたので、東栄町遺族会も今総会を遺族会の総会をもって、正式に解散することとなりましたので、御承知おきをお願いいたします。そして、この午後2時から国道151号において、東栄レストハウス前におきまして春の交通安全運動期間に合わせて、設楽警察署、交通安全協会東栄支部の皆様方と一緒に街頭啓発を行い、ドライバや安全運転を呼びかけました。そして20日には、安全協会東栄支部の総会がグリーンハウスで行われまして、出席し、御挨拶をさせていただきましたが、特に、安協の会員の減少問題などが課題となっているということでございましたので、よろしくお願ひします。そして18日は明神クラブ、老人クラブですが、役員総会にも出席をさせていただきました。同日夕方には、JA愛知東の結婚相談所の相談員の皆様との懇談がございました。管内の

状況をお聞きし、活用な内容なども御報告をいただきましたが、昨年東栄町は、この相談場通じて1件の成功があったという報告をいただいております。次に23日、株式会社とうえいの第21期の株主総会が開催され、事業報告及び収支決算、貸借対照の承認についての第1号議案から第3号議案までを審議をさせていただき、承認をさせていただきました。今議会定例会において、経営状況についての御報告をさせていただきます。次に31日ですが、東三河広域連合議会臨時会がございまして、副広域連合長として出席をさせていただき、東栄町議会からは伊藤真千子議員、岡田浩二議員が広域連合議員として出席されました。内容は割愛させていただきます。最後になりますが、6月2日から先ほど冒頭、議長からお話がありましたように台風2号による線状降水帯が発生をし、豪雨による被害、東三河地域全体で発生をしたところでございます。冒頭総務課長から、町の災害の状況の報告はさせていただいたとおりでございますが、東栄町においても被害箇所が発生しております。特に、孤立した古戸地区においては、地元の古戸区長さん、そして今日も出席頂いております地元の櫻井議員など地元の方々の早期に動いていただきお陰をもちまして、食料等の確保もしていただいたというところでございます。この場を借りて厚く御礼を申し上げます。ただし、現在国道151号が通行止めでございます。土砂の取り除きは終わっておりますが、亀裂がまだあるという本当に心配をされて、私も現場行っておりますが、大変見通せないという状況であります。何とか早期の開通をお願いしておりますが、いずれにしても古戸の状況も長期にわたる災害だというふうに思っております。その長期にわたる災害対応につきましては、現在、上級機関との調整中ではございます。翌日には、国交省が直接調査に入っていただいたりもしておりますし、県も引き続き調査に来ておりますが、今後もしっかりと関係者と連絡をとりながら調整を対応して参りたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。併せて、国県への要望も先ほど議長もありましたように今枝先生初め県は峰野県議等とも連絡を取り合い、国においては、昨日農水省に8市町村プラス幸田町さんとともに要望、そして明日は国交省ということでございます。県には、今日県議会として知事に要望に行っておりますので、私どもも時期を見まして県にも要望して参りたいというふうに思っております。是非この対応についても、また予算等の措置もあるかもわかりませんので、議会にはその都度、情報提供させていただき御理解御協力を賜りますようお願いを申し上げます。長くなりましたが以上で行政報告を終わり、それで、いま提案をしております議案等について御説明をさせていただきたいと思っております。今回上程をいたします議案等につきましては、承認1件、議案7件、同意案4件、報告4件合わせて16件を上程いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。それでは各議案について概略を説明させていただきます。承認第4号、令和5年度東栄町一般会計補正予算第2号の専決処分の承認を求めることについて、非課税世帯及び子育て世帯の臨時特別給付金事業を実施するに当たりまして早急に対応する必要が生じたので、5月18日付けで専決処分したので2,107万5千円を増額する補正であります。次に議案第35号 東栄町長と給与の特例に関する条例一部改正については、町長、副町長及び教育長の給料月額を、令和5年7月分から令和6年3月分まで5%減額するものであります。議案第36号、東栄町過疎地域持続的発展計画の変更については、町道

に関する事業箇所の追加及びごみ処理施設事業等に係る変更するものであります。議案第37号、東栄町辺地総合整備計画の変更につきましては、6辺地で計画を変更するものであります。議案第38号 令和5年東栄町一般会計予算第3号については、8,015万3千円を増額補正するものであります。主な内容につきましては議会の研修費用、人事組織改善研修業務委託料、木製バックボード製作業務委託料、住民情報システム使用料、ペーパーレス会議システム用端末購入とそれに伴うシステムの使用料であります。エルジーワン用ノートパソコン購入費、自主防犯活動促進事業費補助金、指定金融機関派出所業務委託料、役場庁舎の修繕料、旧東栄小学校校舎等解体工事設計業務委託料、北設情報ネットワーク運営負担金、食生活支援センターの備品購入費、児童発達支援施設利用者負担金、卒園記念壁画パネル作成業務委託料、園長業務委託料、保育園備品購入費、保健福祉センターに係る会計年度任用職員の人件費、带状疱疹予防接種費用助成金、フォークリフト運転技能講習受講料、千代姫荘給湯設備修繕料及び厨房機器更新工事費、西菌目地内の観光施設に係る管理委託料、鳶の渚遊歩道周辺整備工事、プレミアム付商品券発行事業費、町道東栄中学校線等改良工事、浄水公園のトイレ改修費、小学校に対するキャリアプロジェクト委託料、小学校特別支援教育支援員業務委託料、中学校自動火災報知機設備の受信機の取替え工事、中学校学習机の天板導入費、国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計及び特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金が増額の主なものであります。一方、町長・副町長・教育長の給与並びに保育園長業務の委託に伴う委託人件費を減額いたします。これらに充てる歳入につきましては、国県補助金、県委託金、基金繰入金、前年度繰越金及び町債を見込んでおります。次に議案第39号 令和5年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第1号につきましては、8万円の増額補正であります。内容は出産一時金が42万円から50万円に上げられたものであります。議案第40号 令和5年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第1号につきましては、収益的収支及び資本的収支合計で608万9千円の増額補正であります。内容は、施設及び機器修繕費、電話料、公営企業会計システムのインボイス対応業務委託料、各種団体等への負担金及び水管橋の付け替え工事であります。議案第41号 令和5年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第1号については、収益的収支40万円の増額補正で内容につきましては、公営企業会計システムのインボイス対応業務委託料であります。同意案第1号 東栄町副町長の選任につきましては、令和5年6月30日で任期満了となる副町長の選任同意をお願いするものであります。同意案第2号 東栄町各財産区管理委員の選任については、令和5年6月15日で任期満了となる委員の選任同意をお願いするものであります。同意案第3号、東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任については、令和5年8月11日で任期満了になる委員について選任同意をお願いするものであります。同意案第4号 東栄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、令和5年7月26日付けで任期満了になることに伴い、委員の任命について同意をお願いするものであります。次に報告第1号 令和4年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号 令和4年度東栄町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第3号 令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書については、令和5年度に繰越した事業について報告をするものであります。報

告第4号 株式会社とうえいの経営状況については、令和4年度の経営状況を報告するものであります。以上でございます。副町長及び担当課長から詳細については、説明をいたしますので、よろしく御審議のほどお願いをいたします。以上です。

議長（加藤彰男君）

ただいま町長から説明報告がありました。審議の前に確認いたします。執行部の方は答弁資料の補助のためにタブレットを活用するというふうになっておりますので持ち込みを許可しております。なお本会議につきましては質疑については3回までということですので、議員の皆さん御了解いただきますようによろしくお願いいたします。

----- 承認第4号 -----

議長（加藤彰男君）

次に、日程第6 承認第4号「令和5年度東栄町一般会計補正予算第2号の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（伊藤克明君）

承認第4号 令和5年度東栄町一般会計補正予算第2号の専決処分の承認を求めることについて。それでは、予算書の1ページをお願いします。専決第3号 令和5年度東栄町一般会計補正予算第2号について。非課税世帯及び子育て世帯への臨時特別給付について、予算措置を講じる必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないため、5月18日付けで専決処分させていただいたものです。続いて2ページをお願いします。今回の一般会計の補正は、歳入歳出それぞれ2,107万5千円を追加し、予算総額を34億9,385万3千円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。6ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費は、令和5年度住民税の非課税世帯と家計の急変世帯に対して1世帯当たり3万円を給付するものです。10節需用費、11節役務費及び12節委託料は給付金の給付に係る必要な経費です。19節扶助費は、対象世帯を530世帯見込んでいます。2項1目児童福祉総務費は、1人親世帯以外の非課税世帯に対し児童1人当たり5万円を給付するものです。10節需用費、11節役務費及び12節委託料は、給付金の給付に係る必要な経費です。19節扶助費は、対象者を20人見込んでいます。次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。14款1項1目民生費国庫負担金は、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係るもので、全額公費が充てられます。2項2目民生費国庫補助金は、非課税世帯等に対する地方創生臨時特別給付金事業に係るものです。19款1項1目繰越金は、今回の補正の財源調整により増額するものです。以上で専決処分に係る一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

説明は終わりました。これより質疑に入ります。初めに、歳出全般について質疑はございませんか。

はい、3番浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。補正予算説明書の9ページ、3款1項1目 非課税世帯臨時特別給付金1,590万円について伺いたいと思います。給付対象となる要件、国の給付金の対象となる要件と対象世帯数、先ほど御説明があったんですけれども聞き取れませんでしたので、改めて教えていただきたいと思います。併せて町内全世帯に占める対象世帯の割合。今後の給付予定日を伺います。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

御質問の内容につきまして給付の対象となります要件でございますが、令和5年度住民税均等割の非課税世帯、こちらがまず1点です。それともう一つは、令和5年1月からの家計急変世帯で非課税と同じ水準以下となった世帯が対象となりまして、この2点が対象となる要件となります。また対象世帯数でございますが、530世帯を見込んでございます。また全世帯に占める対象世帯の割合ですが、5年の4月末現在の1,358世帯で割りますと、約39%が占める割合となっております。また、給付予定日につきましては、7月末を予定しております。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

続いて、同じく6ページの3款2項1目子育て世帯生活支援特別給付金100万円について伺います。こちらも同様に、給付対象となる要件、改めて伺いたいと思います。対象世帯の数字もわかったら教えてください。そして、給付対象者児童1人当たり5万円ということでありましてけれども給付の対象となる人数は、町内の18歳未満の児童の何割に当たるか。併せて、給付の今後の予定日を伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

給付の要件でございますが、令和5年3月分の児童扶養手当の受給者以外の住民税均等割非課税の子育て世帯です。これは昨年度も実施しておりますので、昨年度実施の同制度の受給者が、この要件に当てはまってきます。それともう1件でございますが、令和5年1月1日以降に収入が急変しまして、住民税の均等割が非課税となる水準以下である世帯が対象の要件となっております。また、対象の世帯数ということでございますが、今回は児童20人を見込んでおりまして、現在のところ対象の世帯数ということで見込みであります。7世帯を見込んでおります。児童数が20人ということでありますので、18歳未満の児童数の何割に当たるかということですが、18歳未満の児童数が4月1日現在で282名ですので割り返しますと7%が割合として出てきます。また給付につきましては、今月末を予定しております。

議長（加藤彰男君）

以上で、よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは次に、歳入全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

3番、浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

補正予算説明書の4ページ、19款1項1目の繰越金について伺います。臨時交付金非課税世帯への臨時特別給付金について、財源を地方創生臨時交付金が1,258万8千円。そして繰越金が699万9千円、町が699万9千円の一般財源をこの給付金のために充てるということになると思うんですけれども、国の給付金であると考えますが全額国費で賄われるのか伺います。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

予算上では、一般財源を充てておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時特別交付金、こちらの交付額全体の中で充当していく予定でございますので、一般財源はあくまでこれ現在の見込みですけれども、できるだけ減少させるような形で対応していきたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

以上で終わります。他にございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、承認第4号の件を採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め、承認第4号は、原案のとおり承認されました。

----- 議案第35号 -----

議長（加藤彰男君）

次に、日程第7 議案第35号「東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第35号 東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について。提案理由は町長、副町長及び教育長の給料月額を減ずるため改正する必要があるから、議会の議決を求めるため提出するものです。改正内容について説明いたします。1枚めくっていただき、新旧対照表をご覧ください。今回の改正は2条の改正で、給料月額の特例期間を令和4年4月分から令和5年3月分までの間を令和5年7月分から令和6年3月分までの間に改正するものです。1枚戻っていただきまして、附則 この条例は令和5年7月1日から施行する。説明は以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

7番、村本委員。

7番（村本敏美君）

この案件は、常任委員会に付託されるということでございますけれども、詳しい質問は常任委員会でしますけれども、その前に北設3町村の町長及び減額該当の3役いわゆる3役の人たちの給料月額を総務課で委員会までに調べておいていただきたい。皆さんに配付していただきたいということ。これは要望しておきます。

議長（加藤彰男君）

それでは委員会への説明要望ということでよろしいでしょうか、執行部の方は。

(「はい」の声あり)

続いて4番、櫻井議員。

4番（櫻井孝憲君）

一応この事前にいただいた町村に関して調べているので、これ令和5年4月1日現在で見させていただいたんですが、特にこの提案理由のところ減ずるということで、僕、現状でいいと思ったんですけども、あと物価の上昇だとか、賃金の上昇があるということで、こういった理由をちょっとお聞きしたいです。お願いします。

議長（加藤彰男君）

いいですか。今の内容については、もう少しポイント絞っていただくのと、あと委員会でよければ今回はその説明を委員会で求めたいという意味でいいですか。もう一度お願いします。

4番（櫻井孝憲君）

ちょっと言葉足らずで済みません。委員会の方でよろしく願いいたします。内容は、いま賃金の物価の上昇だとか、賃金が上昇している中で町長、副町長及び教育長の給料減額減ずるといふことの理由といふのか、ここ減ずる必要はないんじゃないかなといふことで提案させていただくといふことです。以上です。

議長（加藤彰男君）

いいですか、そうしますと減額する目的と、あとその金額についての背景といふことを説明してほしいといふことでいいですか。執行部よろしいですか。

はい、町長。

町長（村上孝治君）

まず特別職のいわゆる給与は何て言いますかね、本来ですと条例で決められるという状況で、いま現在決まっている額があります。そこから今回減額をさせていただくという状況で出させていただいてので、そこを含めて、また委員会のところで説明をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（加藤彰男君）

他にございませぬか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を打切り、議案第35号の件につきましては、常任委員会に付託いたします。

議長（加藤彰男君）

次に、日程第 8 議案第 36 号「東栄町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第 36 号 東栄町過疎地域持続的発展計画の変更について。提案理由は、町道や農道に関する事業個所の追加修正及びごみ処理施設の事業内容の追加等について東栄町過疎地域持続的発展計画を変更する必要があるから、議会の議決を求めるため提出するものです。主な変更内容を説明させていただきます。1枚めくっていただいて、新旧対照表をご覧ください。まず14分の1ページをお願いします。左側が変更後となり、変更部分には下線を引いております。まず初めに、表の1番下の部分から14分の2ページ、表の1番上の部分ですが、事業計画のうち、町道の改良事業、隧道口三ツ瀬線一路線の事業内容の変更と東栄中学校線を始め4路線の改良事業を追加する変更となります。14分の2ページの真ん中ほど、町道の舗装事業、東菌目赤羽線一路線の事業内容の変更と、同じく14分の2ページ表の下の部分から14分の3ページ、表の上の部分にかけて畑吉沢線を始め3路線の舗装事業を追加する変更となります。14分の4ページをお願いいたします。ここは、林道の橋梁保守1橋を計画から外したことと農道の補修事業 山中線1路線の事業内容の変更と林道開設事業 峯山線1路線と林道改良事業 小田沢登線を始め2路線の事業内容の変更です。14分の5ページをお願いいたします。表の上の部分、林道の改良事業 反沢線始め2路線の事業内容の変更となります。14分の6ページ、表の1番下の部分から14分の7ページ、表の1番上の部分については、東三河ごみ焼却施設広域化計画を受けて、新城・北設地区のごみ処理を集約化するために新たなごみ焼却施設の建設をめざす旨を変更いたします。また14分の7ページ、表の1番下の部分ですけども、事業計画に新城北設地区ごみ焼却施設設備整備負担金、こちらを追加しております。14分の9ページをお願いいたします。こちらは学校施設の長寿命化計画の策定について追加する変更です。14分の11ページをお願いします。事業計画の表の1番上の部分に学校施設の長寿命化計画の策定を追加したことに伴う計画です。追加したことに伴う変更であります。14分の12ページをお願いいたします。こちらにも事業計画の表に学校施設の長寿命化計画の策定を追加したことに伴う変更となります。説明は以上となります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これで質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第 36 号は、常任委員会に付託いたします。

----- 議案第 37 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 9 議案第 37 号「東栄町辺地総合整備計画の変更について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第 37 号 東栄町辺地総合整備計画の変更について。提案理由は、道路や林道に関する事業箇所の追加、修正等について。東栄町辺地総合整備計画を変更する必要があるから、議会の議決を求めるため、提出するものです。主な変更内容を説明いたします。1枚めくっていただいて新旧対照表をご覧ください。初めに4分の1ページです。左側が変更後となります。まず東菌目辺地において道路及び林道の事業費及びその財源の内訳を変更しております。4分の2ページをお願いいたします。栗代辺地において林道及び橋梁の整備事業の事業費及びその財源を変更しております。また、古戸辺地において変更後の2番目ですけれども、公共的施設の整備を必要とする事情で森林資源開発のために整備した林道の法面の荒廃が進み、森林施業の実施に支障をきたしていることと生活に必要な橋梁の荒廃により安全性が危ぶまれているため、こちらを追加いたしまして、これに伴い3の公共的施設の整備状況に林道及び橋梁の整備事業を追加しております。4分の3ページをお願いいたします。2番目の公共的施設の整備を必要とする事情で農道の路面及び法面の荒廃が進み、農業施業の実施に支障をきたしていることと、こちらを追加しましてこれに伴い整備事業内容を変更しております。4分の4ページをお願いいたします。こちらは、小林辺地について事業内容の変更となっております。最後に栗代辺地について、こちらでも事業内容のほうを変更しております。説明は以上となります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第 37 号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第 38 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 10 議案第 38 号「令和 5 年度東栄町一般会計補正予算第 3 号について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは、予算書の1ページをお願いします。議案第38号 令和5年度東栄町一般会補正予算第3号について。続いて2ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,015万3千円を増額し、予算総額を35億7,400万6千円とするものです。第2条の地方債の変更につきましては5、6ページの地方債補正において1,290万円を追加するものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。8ページをお開きください。1款1項1目議会費7節講師謝礼は、議員研修に係るものです。2款1項1目一般管理費2節給料から4節共済費までは、町長及び副町長の給与と減額に伴うものです。12節人事組織改善研修業務委託料は、管理職向けの組織マネジメント研修、全職員向けのハラスメント研修等を実施するものです。木製バックボード製作業務委託料は、会見等に使用する東栄町のロゴ等の入ったバックボードをヒノキ集成材で製作するものです。13節住民情報システム使用料は、マイナンバーカードでの手続に使用するシステムの年間利用料です。17節ペーパーレス会議システム用端末購入費は、会議システムで使用しているタブレットの不足分1台を購入するもので、13節システム使用料は、システム1ライセンス当たりの利用料等です。L GWAN用ノートパソコン購入費は、職員が使用しているのとパソコンのうち不具合が生じているものを買換えるものです。18節自主防犯活動促進事業費補助金は、近年町内においても発生している侵入と特殊詐欺等の被害を抑える目的で、各部等を想定した自主防犯組織が行う防犯カメラの設置や個人が購入した通話録音装置及び防犯用具等に対して補助するものです。補助率は5分の4で補助金は、防犯カメラについては上限34万円。通話録音装置は上限6千円、防犯用具等は、上限1万6千円とし、その補助額の2分の1に県補助金が充てられます。3目会計管理費12節指定金融機関派出所業務委託料は、出納室内に設けられている派出所にかかる経費で、人件費に関わる分について増額するものです。4目財産管理費10節修繕料は、役場庁舎内の雨漏り、床等修繕及びトイレの改修等をするものです。10ページ、12節旧東栄小学校校舎等解体工事設計業務委託料は、老朽化した校舎について解体撤去するための設計業務を委託するものです。7目企画費18節北設情報ネットワーク運営負担金は、ネットワークの高速化に対応するために新たに回線を増設することと、今後の事業譲渡に係る支援業務委託に関する経費について追加するものです。2項1目税務総務費10節消耗品費は、7月から広報を開始する特定小型原動機付自転車の標識を購入するものです。2目賦課徴収費10節印刷製本費は、コンビニ収納等の読み取りテスト用の納付書等の印刷をするものです。3項1目戸籍住民基本台帳費8節会計年度任用職員費用弁償は、職員の住所地が変更になったことに伴い追加するものです。3款1項1目社会福祉総務費27節は、国民健康保険特別会計の補正による増額です。12ページ、3目障害者福祉費7節障害者自立支援協議会委員謝礼は、障害者計画策定のための協議会開催を1回から2回に変更することに伴う増額です。7目介護予防施設費10節消耗品費は、使用期限切れになる消火器4本を購入するものです。8目食生活支援センター活動費10節消耗品費は、使用期限切れになる消化器3本を購入するものです。17節食生活支援センター備品購入費は、保障して使用不能な状態の実習室用冷蔵庫を購入するものです。2項1目児童福祉総務費10節消耗品費は、使用期限切

れになる消火器1本を購入するものです。18節児童発達支援施設利用者負担金は、4月から1名利用者が増えたことによる増額です。2目保育園費12節卒園記念壁画パネル作成業務委託料は、園庭裏に扉を設置することに伴い、ブロック塀に分かれている卒業記念の壁画をパネルとして、作成し移設するものです。園長業務委託料は、園長の雇用形態を4月から変更したことにより追加するもので、それに伴い給料、職員手当及び共済費を減額するものです。14ページ、17節保育園備品購入費は、故障により不足している電子キーボード2台を購入するものです。4款1項1目保健衛生総務費は、保健師補助の会計年度任用職員1名分の人件費を追加するものです。2目予防費18節予防接種費用助成金は、帯状疱疹のワクチン接種に対し助成するもので、シングリックスワクチン接種の場合は、2回の接種が必要なため1回につき1万円、未検ワクチン接種の場合は1回で3千円を助成します。シングリックスワクチン接種は80人分、未検ワクチン接種は20人分計上してあります。4目環境衛生費27節は、簡易水道事業特別会計の補正による増額です。2項1目環境衛生費18節フォークリフト運転技能講習受講料は、ストックヤードの資源ごみ整理用のフォークリフトの運転免許を取得するためのものです。16ページ、5款1項2目千代姫荘施設費10節修繕料は、給湯用のボイラーの修繕に係るものです。14節厨房機器更新工事は、老朽化により不具合を生じているフライヤーを更新するものです。6款1項3観光費12観光施設整備委託料は、昨年度寄附を受けた西菌目地内のログハウスと、その周辺の維持管理を行うためのものです。14節鳶の淵遊歩道周辺整備工事は、町道沿いにある鳶の淵駐車場の陥没か所と、そこから鳶の淵に至る遊歩道の景観整備を行うものです。6目プレミアム付き商品券事業費12節商品券委託料は、プレミアム率40%付の商品券を紙及びデジタル商品券として額面でそれぞれ2,000万円分発行するものです。どちらかの商品を選択して購入ができ上限は1人当たり2万円です。7款2項2目道路橋梁維持費は、町道下古戸浅井線、柿平橋橋梁補修工事にかかる国の道路整備事業補助金が確定し、減額となったことに伴い、財源を辺地債に切替えたことによる財源更正です。3目道路新設改良費14節町道改良工事は、町道本脚足込線と町道東栄中学校線が交差する中学校への入り口付近について、中型車両が通行可能になるよう交差点改良をするものです。18ページ、4項1目公共下水道費27節は特定環境保全公共下水道事業特別会計の補正による増額です。2目公園費10節修繕料は、上水公園の女子トイレを洋式化するものです。9款1項2目事務局費は、教育長の給与等減額に伴うものです。20ページ、2款2項2目教育振興費12節魅力ある愛知キャリアプロジェクト委託料は、本年度愛知県のキャリアスクールプロジェクトの指定を受けて、東栄小学校へ委託するもので、自転車ガイド体験等を通して、将来東栄町に担っていこうとする人材の育成につながることを目的に実施するものです。小学校特別支援教育支援業務委託料は、特別支援児童の一斉下校までの見守り指導等を委託するものです。18節地域体験学習補助金は、魅力ある愛知キャリアプロジェクト事業に振り替えるため減額するものです。3項3目学校施設整備費14節中学校自動火災報知設備受信機取替工事、老朽化により故障している受信設備を取り替えるものです。17節机購入費は、今年度入学した中学校1年生21名分の学習機について、天板を取り替えるものです。

次に、歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。14款2項4目土木

費国庫補助金の道路整備事業補助金は、町道下古戸浅井線柿平橋橋梁補修工事に係る減額です。6目商工費国庫補助金の地方創生臨時交付金は、プレミアム付商品券発行事業に対するものです。15款2項1目総務費県補助金は、自主防犯活動促進事業費補助金に対するもので、補助率は2分の1です。5目商工費県補助金は、プレミアム付商品券発行事業に対するもので、補助率はデジタル商品券のプレミアム分2分の1です。3項4目教育費県委託金のキャリア教育推進事業委託料は、魅力ある愛知キャリアプロジェクト事業の東栄小学校への研究職に対するものです。18款1項4目森づくり基金繰入金は、木製バックボード製作業務委託料と中学校の学習づくり天板取替えに対するものです。13目観光施設等整備管理基金繰入金は、西菌目地内のログハウスとその周辺の維持管理に対するものです。6ページ19款繰越金は、今回の補正予算に係る財源調整による増額です。21款1項5目土木債は、町道下古戸浅井線柿平橋橋梁補修工事と町道東栄中学校入り口の改修に対するものです。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入歳出全般の質疑ございませんか。
はい、3番浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

補正予算書の16ページ、6款1項6目プレミアム付き商品券事業の2,823万5千円の委託料について伺います。今回の町が提案しているプレミアム付き商品券の事業ですが、財源として地方創生臨時交付金の交付限度額2,464万円と伺っておりますが、そのうち2,423万5千円、そのほとんどを使うということ、さらに愛知県の支出金400万円を見込み、総額で2,823万5千円の大型事業でありますので、委員会に入る前に事前にお尋ねしておきたいという点お伺いいたします。この事業の委託先、現時点での町が予定している委託先ということですがけれども、委託先と委託料の内訳を伺いたいと思います。2,823万5千円のうち、プレミアム分がいくら、人件費がいくら、手数料や送料、印刷費、その他もろもろ、どういった内訳でこの金額になっているかということをお伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

はい、経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

プレミアム商品券につきましては、委託先としましては前回同様に一般社団法人東栄町観光まちづくり協会を予定しております。なお委託料の内訳としましては、プレミアム分の原資としましては、1,600万。デジタル関係の初期費用ですとか、紙商品券の販売管理費等々がございます。金額がちょっと細かくなってしまいますので、できましたら常任委員会の方で説明させていただきたいと思いますので、よろしく願います。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。細かい点は委員会質疑でいいですか。

はい、浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

ではもう1点お伺いいたします。補正予算説明書の12ページ、失礼しました。3款2項の2目保育園費についてです。委託料の中に園長業務委託料ということで、保育園の園長の業務を4月から雇用形態を見直して委託にすること、副町長から御説明がありました。委託にする理由と、近隣の市町村で保育園の園長を委託としているという例があるかということ、また常任委員会で構いませんので、教えていただきたいと思えます。

議長（加藤彰男君）

答弁は常任委員会でいいですか。

（「結構です」の声あり）

よろしいですか。所管の福祉課長いいですか、常任委員会で。

他にございますか。

5番、伊藤議員。

5番（伊藤真千子君）

16ページの7款2項3目の工事請負費、14項の工事請負費の町道改良工事、東栄中学校へ上がっていく道だと思えるんですけど、工事はいつから始まるのか、それに対して上に上がっていく救急車の対応とか子供たちの対応をどのように考えているのかを伺います。

議長（加藤彰男君）

はい、建設課長。

建設課長（原田経美君）

まだ予算を上げたところですので、これから設計をしていくということで、まだ行程等わかっておりませんが、生徒がおりますので、できるだけ夏休みにやっていきたいなということは考えております。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいですか。詳細については、委員会付託ですので、その説明をお願いします。

以上で、質疑を打ち切り、議案第38号を常任委員会付託いたします。

よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

----- 議案第 39 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に、日程第 11 議案第 39 号「令和 5 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

住民課長。

住民課長（伊藤仁寿君）

それでは補正予算書の 7 ページをお願いいたします。議案第 39 号 令和 5 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について、8 ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ 8 万円を追加し、予算総額を 4 億 3,590 万 3 千円とするものです。それでは補正予算書説明書で説明します。歳出から説明します。28 ページをお願いいたします。2 款 4 項 1 目出産育児一時金 8 万円の増。これにつきましては、令和 5 年度より、出産育児一時金が 42 万円から 50 万円に引上げられたことによる差額分の補正になります。次に歳入です。26 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険料 2 万 2 千円の増。これにつきましては、出産育児一時金の財源として充てるものです。5 款 1 項 1 目一般会計繰入金 5 万 3 千円の増。これにつきましては、出産育児一時金の一般会計負担分になります。10 款 1 項 1 目出産育児一時金補助金 5 千円の増。これにつきましては、令和 5 年度に限り、出産育児一時金の一部が国庫補助されることによるものになります。国民健康保険特別会計補正予算については、以上になります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第 39 号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第 40 号、議案第 41 号 -----

議長（加藤彰男君）

続いて日程第 12 議案第 40 号「令和 5 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号について」、日程第 13 議案第 41 号「令和 5 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 1 号について」を一括として議題といたします。執行部の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（原田経美君）

東栄町簡易水道事業特別会計補正予算書の 1 ページをご覧ください。議案第 40 号 令和 5 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号について。次ページお願いします。

2条ですけれども、令和5年度東栄町簡易水道事業特別会計予算、第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。排水施設建設改良費、補正予定料119万4千円、計1,650万2千円。第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。第1款第2項営業外収益補正予定額489万5千円。計1億5,339万6千円。第1項営業費用、補正予定額、489万5千円、計1億9,117万5千円。第4条 予算第4条本文括弧書きを資本的収入額が資本的収支、支出額に対し不足する額4,798万円は、当年度当年度分、損益勘定保留資金4,798万円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出を次のとおり補正する。第1款第3項他会計出資金、補正予定額59万7千円、計2,834万1千円。第1項建設改良費、補正予定額119万4千円、計1,650万2千円。それでは補正予算書で説明します。まず支出から説明します。11ページをお願いします。収益的収入及び支出の支出ですけれども、2款1項1目簡易水道管理費489万5千円の増額につきまして、修繕費は減圧弁の分解整備が必要となったため、通信運搬費負担金は未計上であったんです。委託料はシステムをインボイス採用とするものです。次に収入について説明します。10ページをお願いします。1款2項2目他会計補助金489万5千円の増額につきましては、歳出の補正に伴い増額するものです。13ページをお願いします。資本的収入及び支出の支出につきまして、4款1項2目排水施設建設改良費119万4千円の増額につきましては、下田地内の七道橋の漏水より給水管の付け替え工事を行うものです。次に収入について説明します。12ページをお願いします。3款3項1目他会計出資金59万7千円の増額につきましては、歳出の補正にも伴い法定内分を増額するものです。以上で簡易水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続いて、公共下水道事業の説明をします。補正予算書の1ページをご覧ください。議案第41号 令和5年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第1号について。次ページをお願いします。第2条ですけれども、令和5年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、第3条に定めた収益的収入及び施設の予定量を次のとおり補正する。第1款第2項営業外収益、補正予定額40万円、計1億3,871万3千円。第1項営業費用、補正予定額40万円、計1億5,771万円。それでは補正予算説明書で説明します。まず支出から説明します。9ページをお願いします。収益的収入及び施設の支出ですけれども、2款1項1目下水道管理費40万円の増額につきまして通信運搬費は未計上であったためです。委託料はシステムをインボイス採用とするものです。次に収入について説明します。8ページをお願いします。1款2項2目他会計補助金40万円の増額につきましては、歳出の補正に伴い増額するものです。以上で特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。初めに議案第40号の質疑を行います。

歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第40号を常任委員会に付託いたします。

次に議案第 41 号の質疑を行います。

歳入歳出全般について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を打ち切り、議案第 41 号を常任委員会に付託いたします。

----- 同意案第 1 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 14 同意案第 1 号「東栄町副町長の選任について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

町長。

町長（村上孝治君）

同意案第 1 号 東栄町副町長の選任について。副町長の任期満了により次の者を選任したいから地方自治法第 162 条の規定により議会の同意を求める。氏名 伊藤克明。任期につきましては令和 5 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 31 日までです。よろしく申し上げます。

議長（加藤彰男君）

説明がありました。副町長に指名された伊藤克明君から退席の申出がありますので、これを許可いたします。

(副町長 伊藤克明君 退場)

同意案第 1 号の説明が終わり、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3 番、浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

副町長の人事について 1 点お尋ねいたします。伊藤克明副町長、現在の副町長を再任するという議案であります。伊藤克明副町長は 2021 年 8 月の出直し町長選挙に際して、辞職した村上町長の職務代理者でありました。しかし、無床診療所の整備に係る財源として町が見込んできた国の交付、国民健康保険調整交付金 1 億 4,500 万円について、出直し町長選前の 7 月の時点で厚生労働省担当者から現時点では、総合保健施設としての要件を満たしておりません。計画を根本的に見直し、条例案をきちんと練ってから質問するようにしてくださいとの重大な指摘を受けていながら、その事実を公表しませんでした。そして町は、選挙後の同年 9 月 6 日の議会全員協議会において、この補助金は断念しまして、過疎債へ振り替えると初めて表明したものであります。私は、伊藤氏が出直し町長選挙の前に議会や町民にこの重大な事実を明らかにしなかったことは行政の責任者として、不誠実かつ不適切だったと考えますが、町長の認識を伺います。この質問は、不都合な情報であっても町が町民に明らかにして共有する、そういった町政であってほしいという思いからお尋ねするものであります。

議長（加藤彰男君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

まず1点今の質問の理由、趣旨でございますが、そういった状況の中で私は何度も浅尾議員には、議会それから一般質問の折にも回答させていただいております。以前もお話したようにその段階で今回の複合施設についての補助要件の状況も御説明をさせていただきました。そういう状況の中で、今おっしゃるようなことがあったことは、非常に残念でありますし、私はちょうどそういう状況な中でありましたので、ちょうど私が辞職した状況の中でそれが起こってしまったという事実も確かにあります。しかしながら、最終的にはどのように判断されるかわかりませんが、最終的に私も行政、そして議会の一部の方々の御協力により県、国が動いてた。そして、過去にもお話をしたとおり、この複合施設は、全国に例がないわけで、そういう状況の中で国が動いていただいた中の補助要綱を改善していただいたといえますか、そういう状況の中でありましたので、全くもって進め方が非常に何か悪いようなお話をされますが、全くもってそういう状況ではないと私は思っています。そういった努力の中で、一部で訴訟の状況でありましたが、結果、最終的に取下げたという状況でありますし、それ以上にその交付金の増額までこぎつけたという状況でありますので、この辺のところを理解いただきまして是非、御理解をいただけたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。本案は人事案件でありますので討論を省略して直ちに、採決いたします。

採決は起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は起立を願います。

起立6名多数です。

よって、同意案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで退席しています。伊藤克明君の自席の方へお願いいたします。

（副町長 伊藤克明君 入場）

議事を進めます。

----- 同意案第2号 -----

議長（加藤彰男君）

次に、日程第15 同意案第2号「東栄町各財産区管理委員会委員の選任について」を議題いたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

同意案第2号、東栄町各財産区管理委員会委員の選任について。提案理由は、各財産区の管理委員会委員の任期が到来するため新たに選任する必要があるから、議会の同意を求めるため提出するものです。1枚はねていただき、財産区管理委員会委員名簿をご覧ください。委員の氏名を朗読いたします。

御殿財産区管理委員会委員 伊藤辰夫、金指昌成、原田勝次、伊東忠、筒井吉人、中野雅己、金澤政弘。本郷財産区管理委員会委員 尾崎孝良、伊藤芳孝、森吉博、原田邦夫、堂地勝馬 伊藤勉、村上一久。下川財産区管理委員会委員 亀山正博、伊藤光男、平賀実、伊藤孝、木下良一、窪田守、1枚はねていただいて、園財産区管理委員会委員、伊藤孝行、尾林克時、荒河秀美、原田佐吉、和合博之、大野肇、西谷賢治。三輪財産区管理委員会委員 平畑正孝、森下正、谷川一成、佐野勇、村本鉄郎、高田桂宏、栗嶋賢司。振草財産区管理委員会委員 伊藤喜剛、伊藤知幸、加藤文一、原田力、内藤敏行、加藤彰男、櫻井孝憲。任期につきましては、令和5年6月16日から令和9年6月15日までとなっております。説明は以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

2番、佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

下川区財産区管理条例第2条第2項を見させてもらったんですけど、委員の人数は7人をもって組織するというふうに規定されているんですが、6名しかいない理由を伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議員おっしゃるとおり確かに条例は7名となっておりますけども、地方自治法296条の2第2項で、委員は7名以内をもって組織するとありますので、こちらのほうに基づいて、下川財産区の方は6名ということになっております。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

はい、3番浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

今回大勢の委員の皆さんの選任ということなんですけれども、総勢何名を任命し、報酬の総額は年間いくらになるかということをお伺いいたします。併せて、財産区管理委員会の主な任務を教えてください。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

委員につきましては、委員名簿に記載のとおりでございます。報酬につきましては、報酬としては、お支払いはしておりません。主な任務としましては、財産区の財産を処分する際に委員の意見を聞いて処分するというふうな手続になるかと思えます。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。本件は人事案件でございますので討論を省略し、直ちに採決いたします。採決は起立によって行います。

本案に同意することに賛成の方は御起立ください。

起立全員であります。

よって、同意案第2号は、原案のとおり同意することと決定いたしました。

----- 同意案第3号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第16 同意案第3号「東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（藤田智也君）

同意案第3号 東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について。下記の者を東栄町固定資産評価審査委員会委員に、選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。氏名 小野田博文。選任理由は、令和5年8月11日をもって任期満了のためです。任期については3年となっております。以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

2番佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

選任予定者の方ですけど、地方税法第425条の各項の兼業禁止の抵触はないですか。大丈夫ですか。

議長（加藤彰男君）

税務課長。

税務課長（藤田智也君）

地方税法第 425 条で兼職が禁止されている職務は、いずれも該当しておりません。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。本件は人事案件でありますので、討論は省略し、直ちに採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員であります。よって同意案第 3 号は、原案のとおり同意することと決定いたしました。

----- 同意案第 4 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 17 同意案第 4 号「東栄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

同意案第 4 号 東栄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。提案理由
このように提出するのは、農業委員会委員が令和 5 年 7 月 26 日付けで任期満了となることに
に伴い農業委員会の委員に任命するにあたり議会の同意を得る必要があるからである。下
記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会に関する法律第 8 条第 1 項の規
定により議会に同意を求める。令和 5 年 6 月 7 日提出、東栄町長村上孝治。では、農業委員
の候補者 7 名につきまして、氏名、性別、備考の順に朗読します。

神谷八重子 女性、村松光彦 男性 認定農業者、山城良治 男性 認定農業者、工藤雅也 男
性 認定農業者、倉淵隆政 男性 認定農業者、森 幸恵 女性、森田泰史 男性 認定農業者
以上、候補者 7 名を選定しましたので、よろしく願います。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これを質疑に入ります。質疑はございませんか。

3 番、浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

農業委員の選任についての議題であります。委員の選任に係る手続について、まずお尋ねしたいと思います。一つ目は、町が委員の選任の求め及び募集を行った期間がいつからいつまでであったか。二点目は、どのように募集を行うことを町民に周知したかということ。三点目は、選考審査の中で、落選された方がいればその人数。最後4点目は、町自身が直接または間接に推薦または応募することを求めた委員は、このうち何名いるか伺います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

まず募集期間でございますが、募集期間2月1日に募集しまして、期間は2月1日から2月28日までです。募集期間内に定員に満たさなかったため、3月1日期間延長を行いました。3月22日まで募集期間を延長させていただきました。なお3月23日に定員に達したため、結了公表を町ホームページで行っております。周知方法につきましては、募集チラシを広報とうえい2月号と同時に回覧させていただくとともに、東栄チャンネル、町のホームページを上げさせていただいております。落選された人数ということでございますが、これにつきましては、ありません。推薦応募を依頼した委員は何名ということでございますが、依頼した人はございません。ただ認定農業者など限られている方につきましては、お声かけする場合もありました。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

はい、浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

続いてお尋ねいたします。今回、選任を行う7名のうちの1名は、現在も委員であるという方でありまして、過去の農業委員会の中で西菌目地区に進出予定のバイオマス発電事業の利害関係者であるということが明らかになっております。今後も農業委員会の議題がこの事業についてなると私は考えておりますけれども、町長が利害関係者である委員の方を再任するということは、農業委員会の中立、公平性を担保する上で問題ないと考えているのか伺います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

その件につきましては前回3年前も同じような話をいただいたと思います。農業委員会

の会議規則の中の第10条では、自己または同居親族もしくはその配偶者に関する事項につきまして、その議事に採用することができないということで、その議事には出ないということで、今現在もそのような形で進めております。関係者がいても関係ないと考えております。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

浅尾議員。

3回目です。

3番（浅尾もと子君）

最後の質問であります。前回2020年の委員の選任に当たって、私が農林水産省の東海農政局に問い合わせたところ、委員の選任基準について、地域が偏らないようになど様々な実情を踏まえて、自治体の長が総合的に判断するものだとの認識を示しました。今回の提案であります。町によれば前回に引き続き、今回も委員7名のうち4名が養鶏をしてみえる事業者とのことでもあります。お茶やお米など様々な農業携わっている方がおられる東栄町の中で委員の構成が特定の業種に偏るということは問題ではないかと考えますが、町長の認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

認定農業者というところがございますけれども、現在認定農業者として指定されているところが、ブローラーの方が主でございます。農業委員の認定農業者を原則して、過半数入れてほしいというところもございますが、それ以外にも中立な立場で判断していただくという方も入れておりますし、あと女性ですとか、若い方を積極的に登用するという話もいただいておりますので、偏りはないかと考えております。以上です。

議長（加藤彰男君）

続いて、2番佐々木委員いいですか。

（「はい」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決いたします。採決は起立によって行います。

本案に同意することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

5名の方の起立多数です。よって、同意案4号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

----- 報告第 1 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 18 報告第 1 号「令和 4 年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

報告第 1 号 令和 4 年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書について。1 枚はねていただいで計算書をご覧ください。款項、事業名、金額、翌年度繰越額の順で朗読させていただきます。なお、計算書の表右側に財源内訳を載せてありますので、御確認をお願いいたします。「2 款 総務費、1 項 総務管理費、役場庁舎自家発電設備修繕、金額 61 万円。翌年度繰越額 61 万円」「2 款 総務費、1 項 総務管理費、暮らしのカラフルパッケージ補助事業、金額 45 万、翌年度繰越額 45 万」「2 款 総務費、3 項 戸籍住民基本台帳費、コンピューター等保守点検委託料、金額 444 万 6 千円、繰越額 444 万 6 千円」「2 款 総務費、4 項 選挙費、愛知県議会議員選挙、金額 645 万、翌年度繰越額 494 万 1,949 円」「4 款 衛生費、1 項 保健衛生費、母子保健事業、金額 198 万、翌年度繰越額 198 万円」「4 款 衛生費、1 項 保健衛生費、簡易水道特別会計繰出金、金額 1 億 1,570 万 9 千円、翌年度繰越額 1 億 1,570 万 9 千円」「5 款 農林水産業費、2 項 林業費、林道開設事業、金額 2,688 万 4 千円、翌年度繰越額 2,688 万 4 千円」「5 款 農林水産業費、2 項 林業費、林道改良事業、金額 812 万円、翌年度繰越額 812 万円」「7 款 土木費、2 項 道路橋梁費、町単独事業、金額 3,000 万円、翌年度繰越額 3,000 万円」「7 款 土木費、4 項 都市計画費、公共下水道事業特別会計繰出金、金額 3,374 万 6 千円。翌年度繰越額 3,374 万 6 千円」以上、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告いたします。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これは質疑入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

報告第 1 号を終わります。

----- 報告第 2 号、報告第 3 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 19、報告第 2 号「令和 4 年度東栄町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」日程第 20、報告第 3 号「令和 4 年度東栄町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」を一括として議題といたします。

執行部の説明を求めます。

はい、建設課長。

建設課長（原田経美君）

報告第2号、令和4年度東栄町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について。2ページをお願いします。「2款1項本郷下川農免線送水管移設事業、金額1,694万9千円、繰越額1,694万9千円」同じく「2款1項三輪簡易水道中継槽移設設計業事業、金額2,156万円、繰越額2,156万円」同じく「2款1項西菌目地区配水管布設事業、金額1,400万円、繰越額1,400万円」同じく「2款1項中設楽浄水場前処理施設整備事業、金額1億5,000万円、繰越額1億5,000万円」

次に、別々ですので、下水道の方をお願いします。

報告第3号 令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計繰越費繰越計算書について。次ページをお願いします。「1款1項東栄浄化センター設備等更新事業、金額8,454万6千円、繰越額8,454万6千円」です。以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告します。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。初めに報告第2号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

次に、報告第3号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打切り、報告第2号及び報告第3号を終わります。

----- 報告第4号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第21、報告第4号「株式会社とうえいの経営状況について」の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

それでは、報告第4号、株式会社とうえいの経営状況につきまして、報告をいたします。まず、株式会社とうえいの総体的な観点からお話しさせていただきます。資料の6ページの表をご覧ください。12年前からの入浴者数の推移ですが、6ページの表の右下、昨年度の温泉の入浴者数については、12万5,732人で、前年度より約22%、2万2,720人の増となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前の平成30年度と比較すると約24%、4万377人の減と依然厳しい状況が続いております。7ページですが、先ほどの

6ページの表をグラフ化したもので、入浴客の推移となります。次に、とうえい健康の館につきまして、8ページの利用状況ですが、宿泊関連の使用料1,636万932円。会議室等の利用料8,920円で総計は1,636万9,852円でありました。東栄町から株式会社とうえいに出資しました指定管理料は2,374万8,308円でありますので、経費と収入の差は約740万円となりました。9ページの表と10ページのグラフをご覧ください。昨年度1年間の宿泊者総数は3,343人で前年度比約14%の増となりました。こちらでも工事関係者の利用が増加と、少しずつ観光需要が回復している兆しが見られたものと考えられます。それでは、決算報告書に基づき説明をさせていただきます。1ページの貸借対照表をご覧ください。まず、左上の資産の部、流動資産についてであります。現金及び預金、棚卸資産、未収金、立替金の合計1,909万2,981円であります。次にその下の固定資産であります。リース資産が95万7,200円。これは、車両、コピー機、釣銭機などです。出資金を含めて計96万7,200円です。資産の部の合計は2,006万181円です。続きまして、1ページ、右上の負債の部の流動負債ですが、買掛金これは、食堂、売店関係を中心とした仕入れです。その下、未払い費用は、従業員給与や重油代などです。その他、未払法人税、未払消費税、健康の館預り金、これは3月分の宿泊料などですが、これらの流動負債の合計は1,744万9,604円です。固定負債を加えた負債の部の合計は1,839万5,986円となります。次に純資産の部であります。資本金3,000万で変更はなく、利益剰余金、三角の2,833万5,805円を加えると株主資本166万4,195円となり、これが純資産の部の合計となります。したがって、負債、純資産の部の合計は2,006万181円となります。続きまして2ページの損益計算書について説明させていただきます。こちらでも全て消費税抜きの金額であります。左上の売上高は、温泉売上げ、介護売上げ、食堂売上げ、自販機売上げの合計真ん中の列1番上ですが1億3,987万7,059円です。なお、前年度と比べ温泉売上げが21.6%の増。介護売上げが8.5%の減。食堂売上げが22.2%の増。自販機売上げが32.5%の増となりました。食堂及び売店の仕入れ高に棚卸高を加えますと、右の列の上から2番目、2,827万6,974円となり、売上高から差引きますと、売上げ総利益が1億1,160万85円となります。前年度と比較し、約1,860万円、20%の増となります。その下、一般管理費が合計で1億6,655万5,662円。これを差引きますと営業損失が5,495万5,577円となり、営業外収益、利子配当金等や介護予防棟、健康の館指定管理料であります。管理料収入や雑収入の合計5,173万3,320円を加えますと経常損失は322万2,257円となります。これから法人税など18万2,500円を差し引くと、当期純損失は1番下にありますが340万4,757円となります。次に一般管理費ですが、3ページの表、年度の比較表が11ページとなります。11ページの表で御説明します。従業員給与は、正規職員、嘱託、パート等で令和2年度は表の1番右上、6,426万948円で、前年と比較して305万円の増でした。これは、これまで行われてきた新型コロナウイルス感染症対策のため、休業や時短がなくなったためと考えられます。燃料費、重油は上から6番目ですが、2,146万2,180円で前年度と比較して約117万円増。ガスはその下ですが324万5,895円で、前年度と比較して約20万円の増。下から11番目、水道光熱費は2,936万8,820円で、前年度と比較して約1,000万の増となっており、これは前年と比べ、昨今の大幅な原油価格等の高騰などによるもの

ほぼ電気料が考えられます。真ん中あたり、地代家賃ですが14万3,970円で前年と同様に給付金を減免したことにより、令和元年度と比べると1,650万円の減となりました。経費総額は、表の右下、1億6,655万5,662円で、前年度と比較して1,150万円の増額となりました。4ページにお戻りください。令和4年度の決算案分資料ですが、収支の状況を施設ごとに示したものです。実費で分かるものは実費で、実費で振り分けられないものは案分率で、これは面積占有率の案分が大半ですが、一部案分率を変更して試算しています。本年度の町からの指定管理料は4ページの左上、上から二つ目になりますが、介護等部分と健康の館部分の合計で4,039万6,212円を受けており、前年よりも622万308万円の増となっています。このような状況の中で令和4年度につきまして、左上の1番下、322万2,257円の赤字でありました。最後に今年度の株式会社とうえいの計画についてです。12ページをご覧ください。株式会社とうえい収支予算計画の表となります。消費税抜きの金額です。昨年度は新型コロナウイルス感染症に加え、燃料費、光熱水費の大幅な高騰により大変厳しい年でした。今年度につきましても、依然大変厳しい状況となっております。このような状況の中で温泉の利用客数については、令和元年度の15万8,000人とはいかないまでも、前年度の11.3%、1万4,268人の増。約14万人を想定しております。今後も燃料費、光熱費の高騰が続くことが予想されることから1番下にありますように、差引収支50万1,236円と計画しております。説明は以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番、浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。資料の4ページの決算按分資料によりますと、ただ今御説明がありましたように、町がとうえい温泉に関連して支払っている指定管理料4,039万円でありました。この他、町がとうえい温泉の維持管理運営に支払っている金額には、修繕費や補助金など様々な項目があると考えます。3月議会では、令和4年度に3,337万円との見込みを答弁されていたかと認識しておりますけれども、この金額には4,000万円の指定管理料は含まないと考えてよいのか、お尋ねしたいと思います。併せて、町が令和4年度、この決算にとうえい温泉に支出した費用の総額及びその内訳を改めて伺います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

まず令和4年度に支出した費用として経済課が所管しているものとしてお答えしたいと思います。総額が3,296万円ということで、これにつきましては、うちのお支払いする指定管理のとうえい健康の館の指定管理料2,374万9千円は含まれておらず、その額を含め

ますと 5,670 万 9 千円となります。内訳としましては、温泉施設費として 2,583 万円。これは主に修繕料、あと電気自動車の急速充電器の委託料、あと借地料があります。次に、新型コロナウイルス経済対策費として 713 万円。これは原油価格高騰ですとか、事業持続等々でお支払いしているものであります。あと、とうえい健康の館施設費ということで先ほど言いましたように指定管理料 2,374 万 9 千円が含まれております。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

はい、浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

続いて伺います。この決算によりますと、とうえい温泉の令和 4 年度の純損失は 340 万円でありました。売上高、利用者数は、改善しているということではありますけれども、決算の結果としては厳しい経営状況となっていると考えます。資本金 3,000 万円に対して繰越利益剰余金ですね。1 ページの資料によりますと、マイナスの 2,833 万 5,805 円、純資産の部では合計して 166 万円となっております。自己資本比率は、8%まで低下しているということです。株式会社とうえいが町に支払うことになっている納付金年間 1,800 万円について、新型コロナのもと免除する状況も続いております。そして 1 番重要だと私が考えるのは、5 ページの監査報告書であります。監査役の方の報告によりますと、営業経過年数も 21 年目となり機械関係の老朽化も甚だしく、必然的な臨時休業対応が多く、来店客にも不評である。今後、集客施設として継続営業を求められる中、施設の根本的な改修、改善を図る必要性は非常に大きいと考える。また、電気料金の高騰及び重油代金、各種営業資材の大幅な値上げにも苦しめられ、厳しい経営状況であったとのことであります。今年 3 月議会で私が根本的な改修、全面的な改修が必要ではないかという町民の方の声を紹介して質問しましたところ、町は体力的に大規模な改修が難しいという答弁でありました。しかし、頻発する機械故障のため、臨時休業が起きるとなりますと、監査報告書の指摘のとおり、大規模改修の必要があると考えます。しかし、温泉に対する公金の投入について、どこまで町民に理解が得られるかという点は、どの程度の負担となるかによると考えます。そこで伺いたいんですけれども、私は町が経営上も施設の管理上も、この温泉の抜本的な対策を議会や町民に早急に明らかにするべきだと考えますが、町の認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

現状、指定管理者である株式会社とうえいと経済課と平成 30 年度より作成更新しています長期修繕計画に基づいて営業会議等も通じまして協議しながら計画的な修繕を行っているところですが、やはりその年数が経っているということで、どうしても致命的な営業を

中止せざるを得ないようなことが起きていることは間違いないかと思えます。ただ、その中で、やはり3月にもお話ししたとおり抜本的な改修というものにつながる財源等が確保するためにも、まず町民の理解を得られるということも必要かと思えます。収入の方で、営業で頑張らせていただいているところではございますけども、まずは営業で先ほど言いましたとおり14万人という入客数を確保しながら、まずそこで売上げを伸ばした中で同時に修繕計画も立てながら、その中で、町民の方に知らしめていくべきではないかということで考えておりますので、まずは、今の修繕計画も当然見直しながら、入込客数の増につながる対策等を考えていきたいと考えております。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。3回目です。

はい、浅尾委員。

3番（浅尾もと子君）

最後であります。12ページの収支予算計画を見ますと、中ほどにある賞与の金額は、令和4年度実績が517万4,800円で、次年度令和5年度の計画は538万1,000円でありました。この令和4年度の賞与の支払い実績の金額というのは、令和4年度の去年出された予算、この計画の金額を46万円上回っております。そして、令和5年度には、そこから20万円を増額するという予算になっております。賞与による支払いについて伺いたいと思います。賞与の支給対象者の人数、また賞与の支給対象者に役員は含まれるか。3点目は、厳しい経営状況の中で予算を超えて賞与を支払う、また今後も増額する理由を伺います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

まず、支給対象者の人数でございますが、こちらの方で把握している中では32名、これは従業員数の人数です。支給対象者の役員が含まれているかという質問でございますが、含まれてはおりません。厳しい経営状況の中で予算を超えて賞与を支払い、今後増額する事業等を伺うということでございますが、賞与を含む給与等につきましては、運営等を含めて施設の管理指定管理者である株式会社とうえいの方の役員会、株主総会等で協議、決定をしておるため、うちの方の、今回のこの場ではちょっと回答の方は差し控えていただきたいと思いますけども、何しろ経費の方も節減しながら、先ほど言いましたとおり、入込客数も増やしていくというところで実際に中で働く方も高齢化もしておりますし、あと人材を募集してもなかなか集まらないというところがございますので、町場の単価ということですかね、時間に合わせましても、なかなかそれでも来ないという状況でございますので、そこも含めて今後も検討していかなければいけないことを考えております。以上です。

議長（加藤彰男君）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、以上で質疑を打ち切ります。報告第4号を終わります。

----- 散 会 -----

議長（加藤彰男君）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

次回の議事日程につきましては、9日午前10時より一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。